

草津市立草津川跡地公園（区間２）および草津市立草津川跡地公園（区間５）指定管理者募集要項等に関する質問への回答

NO.	質問箇所	項目	質問要旨	回答
1	募集要項 3 ページ	4 管理運営方針 (4) 運営に係る基本的事項①基本的事項について	職員配置について、常勤とは主たる勤務地が草津川跡地公園である者という認識でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
2	募集要項 3 ページ	4 管理運営方針 (4) 運営に係る基本的事項①基本的事項について	専任とは、指定管理の代表企業もしくは構成企業から草津川跡地公園への勤務を命じられている者という認識でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
3	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	指定管理者によらない外部要因によって光熱水費が高騰した場合、それらに係る補填はありますでしょうか。	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の変動は指定管理者による負担が原則となっております。ただし、令和４年度と令和５年度に光熱費の高騰の影響を受けている指定管理者に対して、特別の措置として変動分を補助金として支給したことがあります。
4	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	令和５年度から令和８年度において物価高騰が顕著だが、指定管理料に反映されてますでしょうか。	人件費や物品費等物価変動に伴う経費については、指定管理料に一定程度反映しております。
5	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	災害や疫病等により施設を閉鎖した場合、利用料金収入が見込めないことに関して、補填はあるでしょうか。	施設を閉鎖した場合、利用料金収入が見込めないことに対する補填は基本的には考えておりません。当該閉館に伴って不要となる経費もあると思われます。もし疑義が生じた場合は、協議を行い、決定することとしております。 (募集要項 7 ページ参照)
6	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	竣工から１０年を迎える施設のため、今後経年劣化により大規模修繕の予定はありますでしょうか。	現時点では、大規模修繕は計画しておりませんが、今後、日常の修繕で対応できない規模の修繕が必要であれば、市で対応します。
7	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	イベント開催時に無償貸与している設備に関して、有償とすることは可能ですか。	貸出については、草津市都市公園条例および同条例施行規則に基づき行って

			しょうか。 例) カラーコーン、バー、散水ホース、重石、芝生養生コンパネ	おり、貸出基準については、指定管理者と本市で協議のうえ定めるものとしております。現在の仕様から変更する場合、協議の上、より多くの利用者に公園を楽しんでもらう観点から必要であれば変更することは可能です。 (仕様書 45 ページ参照)
8	募集要項 7 ページ	8 賃金水準の変動への対応について	代表企業、構成企業及び外部委託先の人件費も含めてよいという認識でよいでしょうか。	賃金スライド制度の対象者は、指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員が対象になっております。外部委託先の人件費については、対象外となります。 (市ホームページの「草津市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」 2 ページ参照)
9	募集要項 6、7 ページ	7 草津市が支払う指定管理料について	(参考) 利用料金過年度実績における有料公園施設、付属設備の内訳をそれぞれ公表できますでしょうか。	別紙「過年度実績」のとおり、内訳を公表します。
10	募集要項 19 ページ	別紙 1 提出書類一覧 書類 No I-2 について	「I-2 事業者の概要 (7) 提出書類要約一覧」について、提出書類全体の目録を作成するという趣旨でよいでしょうか。	御認識のとおりです。
11	募集要項 19 ページ	別紙 1 提出書類一覧 書類 No I-2 について	「I-2 事業者の概要」のファイリング順序について、グループ応募の場合、企業ごとにまとめるか、項目ごとにまとめるかどちらの方法になりますでしょうか。	項目ごとに、代表企業の次に構成企業の順で綴じていただきますようお願いいたします。
12	募集要項 19 ページ	別紙 1 提出書類一覧 書類 No I-7 について	「I-7 納税証明書」のうち、「イ 市町村税」について、提出すべき市町村税の納税証明書は、「草津市」で発行されたものか、本社所在地の市区町村で発行され	本社所在地と草津市の両方で発行されている場合は、両方とも提出いただきますようお願いいたします。

			たものかどちらになりますでしょうか。	
13	募集要項別紙3	プレゼンテーションの傍聴について	プレゼンテーションの傍聴について、参加者の制限はありますか。また、傍聴についての案内は、どこで公表されているでしょうか。	参加者の制限については、傍聴人の定数を5人としており、多数の場合抽選としております。それ以外は特段制限しておりません。また、案内については開催1週間前までに市のホームページで掲載する予定です。